



茨城県報

第 1 5 4 3 号

平成16年 2月16日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

木材業者等の登録 (林政課)	1
木材業者等の登録票の書換え (林政課)	2
道路の区域の変更 (道路維持課)	2
道路の供用の開始 (道路維持課)	2
県道の路線名の変更 (道路維持課)	3
換地計画の適当決定 (土地改良事務所)	3
土地区画整理審議会委員選挙の当選人及び予備委員の決定 (都市建設事務所)	3
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (2件) (生活文化課)	4
都市計画の案の縦覧 (46件) (都市計画課)	5
開発行為の工事完了 (2件) (建築指導課)	31

告 示

茨城県告示第212号

茨城県木材業者等登録条例 (昭和36年茨城県条例第6号) 第5条第1項の規定に基づき、次の者を木材業者等として登録を行った。

平成16年 2月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 木材業者登録

登録 番号	登 録 年月日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代表者氏名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種	備考
					所在地	名 称		
1198	H16.2.5	常陸太田市瑞竜町499 - 1	吉成 慎一	吉成運送(株)	住所に同じ	商号に同じ	素材生 産業 その他	
4142	"	牛久市小坂町1930 - 48	村山 信男	(株)村山興業	"	"	"	

2 製材業者登録

登録 番号	登 録 年月日	住 所 (所在地)	氏 名 (代表者氏名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種	備考
					所在地	名 称		
2173	H16.2.5	久慈郡大子町町付2854 - 3	田辺 穂積	田辺工務店	住所に同じ	商号に同じ	製材業 その他	

茨城県告示第213号

茨城県木材業者等登録条例（昭和36年茨城県条例第6号）第8条第1項の規定に基づき、次の者を木材業者等として登録票の書換えを行った。

平成16年 2月16日

茨城県知事 橋 本 昌

区分	登録 番号	登 録 年月日	住 所 (所在地)	氏 名 (代表者氏名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種	変更 理由
						所在地	名 称		
変更前	1013	14.8.1	久慈郡大子町上野宮1911	鈴木 久	(有)鈴木木材	住所に同じ	商号に同じ	素材生 産業	
変更後	同上	同上	同上	鈴木 五一	同上	同上	同上	同上	代表者 変更

茨城県告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年 2月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 2月16日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 明野間々田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡関城町大字関本下字白倉2432番1地先から 真壁郡関城町大字関本下字古稲荷2871番地先まで	旧	メートル	メートル	旧道移管
		最大 23.0	608	
		最小 5.0		
		最大 49.0	780	
	新 (B)	最大 49.0	780	旧道移管
		最小 12.0		

茨城県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成16年 2月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 2月16日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道125号
- 2 供用開始の区間 下妻市大字堀籠字西坪1442番 1 地先から
下妻市大字堀籠字西坪1433番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成16年 2 月23日

茨城県告示第216号

県道の路線名を次のとおり変更する。

平成16年 2 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後
川尻停車場線	十王停車場線
川尻停車場川尻線	十王停車場川尻線

2 変更期日

平成16年 3 月13日

茨城県告示第217号

水府村長 根本正人 (久慈郡水府村町田50番地) から平成16年 1 月 7 日付けで認可申請のあった天下野 (中内団地) 地区土地改良事業 (ほ場整備) の換地計画については、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の 4 において準用する同法第52条の 2 第 1 項の規定により、平成16年 1 月29日適当と決定したから、同法第96条の 4 において準用する同法第52条の 2 第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 2 月16日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 庄 司 昭 也

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成16年 2 月17日から
平成16年 3 月15日まで
- 3 閲覧の場所 水府村役場

茨城県告示第218号

平成16年 2 月 8 日に執行した水海道及び伊奈都市計画事業伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地区画整理審議会委員選挙の当選人及び予備委員を土地区画整理法施行令 (昭和30年政令第47号) 第35条第 4 項の規定により次のとおり決定したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成16年 2 月16日

茨城県南都市建設事務所長 北 郷 新 平

1 宅地の所有者が選挙すべき委員の当選人

氏 名	住 所
福 田 良 教	筑波郡谷和原村大字西櫛戸393番地

氏 名	住 所
福 田 親 義	筑波郡谷和原村大字西櫛戸745番地
齊 藤 登	" " 大字真木106番地
森 田 正 夫	守谷市松ヶ丘三丁目14番地 1
木 村 仁 市	筑波郡谷和原村大字下長沼29番地
根 本 恒 夫	" 伊奈町大字小張2636番地
土 田 輝 男	" 谷和原村大字東櫛戸 9 番地
木 田 裕 通	" 伊奈町大字小張4089番地の14
細 田 良 政	" 谷和原村大字田611番地
鈴 木 亮 寛	" " " 444番地
大 山 進	" 伊奈町大字小島新田134番地
飯 塚 章 一	" 谷和原村大字東櫛戸1028番地
古 川 禎 三	" 伊奈町大字小張4112番地の21
荒 井 洋 児	" " 大字板橋3068番地の 3
齊 藤 正 光	" " 大字小張3246番地

2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の当選人

氏 名	住 所
横 張 英 夫	筑波郡伊奈町大字小張4100番地の 6

~~~~~

---

公 告

---

## 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成16年4月2日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成16年2月16日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請のあった年月日

平成16年2月2日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 茨城県南生活者ネット

## 3 代表者の氏名

松 原 卓 朗

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県龍ヶ崎市川崎 5 番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、生活者主権の理念を持って、まちづくり、環境保護、福祉などの活動を行う団体、グループ及び個人が、それぞれの活動を、相互に協力して活性化を図り、その活動の成果をより高めるための支援活動を行うほか、自ら各種の特定非営利活動を実践して、地域社会の活性化に貢献することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成16年4月9日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成16年 2月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成16年 2月 9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 オンリーワン

3 代表者の氏名

中 町 聡

4 主たる事務所の所在地

茨城県岩井市大字岩井5077番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は、知的障害のある人とその家族に対して、それぞれの地域においてその人らしい生活をおくる事が出来るように支援すると共に、その人にあった日中活動の場、生活の場を提供することにより、知的障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

~~~~~  
都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、竜ヶ崎・牛久都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2月16日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## 2 都市計画を定める土地の区域

竜ヶ崎・牛久都市計画区域の区域

## 3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 龍ヶ崎市都市整備部都市計画課

(3) 牛久市建設部都市計画課

(4) 利根町都市計画課

#### 4 縦覧期間

平成16年 2月16日から平成16年 3月 1日まで

#### 都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第 1 項の規定により、水海道都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を決定したいので，同法第17条第 1 項の規定により，次のとおり公告し，当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について，縦覧期間満了の日までに，茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2月16日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 都市計画の種類

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

#### 2 都市計画を定める土地の区域

水海道市及び谷和原村の全域

#### 3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 水海道市建設部都市整備課

(3) 谷和原村都市建設課

#### 4 縦覧期間

平成16年 2月16日から平成16年 3月 1日まで

#### 都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第 1 項の規定により，伊奈都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を決定したいので，同法第17条第 1 項の規定により，次のとおり公告し，当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について，縦覧期間満了の日までに，茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2月16日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 都市計画の種類

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

#### 2 都市計画を定める土地の区域

伊奈町の全域

#### 3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 伊奈町生活経済部都市建設課

#### 4 縦覧期間

平成16年 2月16日から平成16年 3月 1日まで

## 都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第 1 項の規定により，取手都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を決定したいので，同法第17条第 1 項の規定により，次のとおり公告し，当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について，縦覧期間満了の日までに，茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

## 2 都市計画を定める土地の区域

取手都市計画区域の区域

## 3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 取手市都市整備部都市政策課
- (3) 守谷市都市整備部都市計画課
- (4) 藤代町建設部都市整備課

## 4 縦覧期間

平成16年 2 月16日から平成16年 3 月 1 日まで

## 都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第 1 項の規定により，岩井・境都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を決定したいので，同法第17条第 1 項の規定により，次のとおり公告し，当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について，縦覧期間満了の日までに，茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

## 2 都市計画を定める土地の区域

岩井・境都市計画区域の区域

## 3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 岩井市建設部都市整備課
- (3) 猿島町企画財政課
- (4) 境町建設部都市計画課
- (5) 五霞町都市計画課

## 4 縦覧期間

平成16年 2 月16日から平成16年 3 月16日まで

## 都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、水戸・勝田都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を決定したいので，同法第17条第1項の規定により，次のとおり公告し，当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について，縦覧期間満了の日までに，茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

## 2 都市計画を定める土地の区域

水戸・勝田都市計画区域の区域

## 3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 水戸市都市計画部都市計画課
- (3) ひたちなか市都市整備部都市計画課
- (4) 大洗町都市建設課
- (5) 内原町都市計画課
- (6) 茨城町都市建設部都市計画課
- (7) 那珂町建設部都市計画課
- (8) 瓜連町都市計画課
- (9) 東海村建設部都市計画課
- (10) 常北町都市建設課

## 4 縦覧期間

平成16年 2 月16日から平成16年 3 月 1 日まで

## 都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により，日立都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を決定したいので，同法第17条第1項の規定により，次のとおり公告し，当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について，縦覧期間満了の日までに，茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

## 2 都市計画を定める土地の区域

日立都市計画区域の区域

## 3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 日立市都市建設部都市政策課
- (3) 常陸太田市建設部都市計画課



(4) 十王町都市計画課

#### 4 縦覧期間

平成16年 2月16日から平成16年 3月 1日まで

#### 都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第 1 項の規定により，土浦・阿見都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を決定したいので，同法第17条第 1 項の規定により，次のとおり公告し，当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について，縦覧期間満了の日までに，茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2月16日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 都市計画の種類

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

#### 2 都市計画を定める土地の区域

土浦・阿見都市計画区域の区域

#### 3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 土浦市都市整備部都市計画課
- (3) 阿見町都市開発部都市計画課
- (4) 千代田町都市計画課
- (5) 新治村企画調整課
- (6) 霞ヶ浦町総務部企画開発課

#### 4 縦覧期間

平成16年 2月16日から平成16年 3月 1日まで

#### 都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第 1 項の規定により，古河・総和都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を決定したいので，同法第17条第 1 項の規定により，次のとおり公告し，当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について，縦覧期間満了の日までに，茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2月16日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 都市計画の種類

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

#### 2 都市計画を定める土地の区域

古河・総和都市計画区域の区域

#### 3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 古河市建設部都市整備課
- (3) 総和町都市建設部都市計画課

## 4 縦覧期間

平成16年 2月16日から平成16年 3月 1日まで

~~~~~

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第 1 項の規定により、石岡都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を決定したいので，同法第17条第 1 項の規定により，次のとおり公告し，当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について，縦覧期間満了の日までに，茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

石岡都市計画区域の区域

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 石岡市建設部都市計画課

4 縦覧期間

平成16年 2月16日から平成16年 3月 1日まで

~~~~~

## 都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第 1 項の規定により，鹿島臨海都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を決定したいので，同法第17条第 1 項の規定により，次のとおり公告し，当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について，縦覧期間満了の日までに，茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2月16日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

## 2 都市計画を定める土地の区域

鹿島臨海都市計画区域の区域

## 3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 鹿嶋市建設部都市計画課
- (3) 神栖町都市建設部都市計画課
- (4) 波崎町産業建設部都市整備課

## 4 縦覧期間

平成16年 2月16日から平成16年 3月 1日まで

~~~~~

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第 1 項の規定により、潮来都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を決定したいので，同法第17条第 1 項の規定により，次のとおり公告し，当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について，縦覧期間満了の日までに，茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

潮来市の全域

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 潮来市建設部都市建設課

4 縦覧期間

平成16年 2 月16日から平成16年 3 月 1 日まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第 1 項の規定により，研究学園都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を決定したいので，同法第17条第 1 項の規定により，次のとおり公告し，当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について，縦覧期間満了の日までに，茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

研究学園都市計画区域の区域

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) つくば市都市建設部都市整備課

4 縦覧期間

平成16年 2 月16日から平成16年 3 月 1 日まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第 1 項の規定により，下館・結城都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を決定したいので，同法第17条第 1 項の規定により，次のとおり公告し，当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について，縦覧期間満了の日までに，茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

下館・結城都市計画区域の区域

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 下館市都市計画部都市計画課
- (3) 結城市都市建設部都市計画課
- (4) 関城町地域整備課
- (5) 明野町都市整備課
- (6) 真壁町都市環境課
- (7) 協和町地域整備課
- (8) 大和村建設課
- (9) 岩瀬町まちづくり課

4 縦覧期間

平成16年 2 月16日から平成16年 3 月 1 日まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により，三和都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を決定したいので，同法第17条第1項の規定により，次のとおり公告し，当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について，縦覧期間満了の日までに，茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

三和都市計画区域の区域

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 三和町産業建設部都市計画課

4 縦覧期間

平成16年 2 月16日から平成16年 3 月 1 日まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により，八千代都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を決定したいので，同法第17条第1項の規定により，次のとおり公告し，当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

八千代都市計画区域の区域

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 八千代町都市計画課

4 縦覧期間

平成16年 2 月16日から平成16年 3 月 1 日まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第 1 項の規定により、稲敷東部台都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定したいので、同法第17条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

稲敷東部台都市計画区域の区域

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 江戸崎町都市計画課

(3) 美浦村都市建設課

(4) 新利根町都市計画課

4 縦覧期間

平成16年 2 月16日から平成16年 3 月 1 日まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により、竜ヶ崎・牛久都市計画区域区分を変更したいので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第17条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 利根町

ア 市街化区域に追加する部分

利根町 四季の丘 1 丁目及び四季の丘 2 丁目 の各一部

大字布川 字油内, 字東前, 字下屋敷及び字新宿 の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 龍ヶ崎市都市整備部都市計画課

(3) 牛久市建設部都市計画課

(4) 利根町都市計画課

4 縦覧期間

平成16年 2 月16日から平成16年 3 月 1 日まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により，水海道都市計画区域区分を変更したいので，同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第17条第 1 項の規定により，次のとおり公告し，当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について，縦覧期間満了の日までに，茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 谷和原村

ア 市街化区域に追加する部分

谷和原村 大字小張 字山王台, 字谷口後, 字新田浦, 字高波, 字高野台, 字弥藤次, 字弥藤次入口, 字弥藤次久保, 字山王台谷口脇, 字山王台白山後, 字西耕地及び字赤松 の各全部

大字小島新田 字間ノ原 の全部

イ 市街化区域から除外する部分

伊奈町 大字西櫓戸 字小目作, 字高野田及び字原山 の各全部

大字東櫓戸 字小目作, 字高谷田谷津, 字東ノ入, 字原山, 字向山及び字細久保 の各全部

大字東櫓戸西櫓戸入会地 字大目 の全部

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 水海道市建設部都市整備課

(3) 谷和原村都市建設課

4 縦覧期間

平成16年 2 月16日から平成16年 3 月 1 日まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、伊奈都市計画区域区分を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 伊奈町

ア 市街化区域に追加する部分

伊奈町 大字西櫛戸 字小目作、字高野田及び字原山 の各全部

大字東櫛戸 字小目作、字高谷田谷津、字東ノ入、字原山、字向山及び字細久保 の各全部

大字東櫛戸西櫛戸入会地 字大目 の全部

イ 市街化区域から除外する部分

谷和原村 大字小張 字山王台、字谷口後、字新田浦、字高波、字高野台、字弥藤次、字弥藤次入口、
字弥藤次久保、字山王台谷口脇、字山王台白山後、字西耕地及び字赤松 の各
全部

大字小島新田 字間ノ原 の全部

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 伊奈町生活経済部都市建設課

4 縦覧期間

平成16年 2月16日から平成16年 3月 1日まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、取手都市計画区域区分を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

なし（「人口フレームの変更」）

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 取手市都市整備部都市政策課

- (3) 藤代町建設部都市整備課
- (4) 守谷市都市整備部都市計画課

4 縦覧期間

平成16年 2月16日から平成16年 3月 1日まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により、岩井・境都市計画区域区分を変更したいので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第17条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 五霞町

ア 市街化区域に追加する部分

五霞町 大字元栗橋 の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 岩井市建設部都市整備課
- (3) 境町建設部都市計画課
- (4) 猿島町企画財政課
- (5) 五霞町都市計画課

4 縦覧期間

平成16年 2月16日から平成16年 3月 1日まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により、水戸・勝田都市計画区域区分を変更したいので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第17条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

なし（「人口フレームの変更」）

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課

- (2) 水戸市都市計画部都市計画課
- (3) ひたちなか市都市整備部都市計画課
- (4) 大洗町都市建設課
- (5) 那珂町建設部都市計画課
- (6) 瓜連町都市計画課
- (7) 内原町都市計画課
- (8) 東海村建設部都市計画課
- (9) 茨城町都市建設部都市計画課
- (10) 常北町都市建設課

4 縦覧期間

平成16年 2 月16日から平成16年 3 月 1 日まで

~~~~~

#### 都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により，日立都市計画区域区分を変更したいので，同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第17条第 1 項の規定により，次のとおり公告し，当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について，縦覧期間満了の日までに，茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 都市計画の種類

区域区分

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

なし（「人口フレームの変更」）

#### 3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 日立市都市建設部都市政策課
- (3) 常陸太田市建設部都市計画課
- (4) 十王町都市計画課

#### 4 縦覧期間

平成16年 2 月16日から平成16年 3 月 1 日まで

~~~~~

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により，土浦・阿見都市計画区域区分を変更したいので，同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第17条第 1 項の規定により，次のとおり公告し，当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について，縦覧期間満了の日までに，茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 千代田町

ア 市街化区域に追加する部分

千代田町 大字下稲吉 字逆西 の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 土浦市都市整備部都市計画課

(3) 阿見町都市開発部都市計画課

(4) 千代田町都市計画課

(5) 新治村企画調整課

(6) 霞ヶ浦町総務部企画開発課

4 縦覧期間

平成16年 2月16日から平成16年 3月 1日まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により、古河・総和都市計画区域区分を変更したいので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第17条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

なし（「人口フレームの変更」）

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 古河市建設部都市整備課

(3) 総和町都市建設部都市計画課

4 縦覧期間

平成16年 2月16日から平成16年 3月 1日まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により、石岡都市計画区域区分を変更したいので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第17条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

区域区分

- 2 都市計画を変更する土地の区域
なし（「人口フレームの変更」）
- 3 都市計画の案の縦覧場所
 - (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
 - (2) 石岡市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成16年 2 月16日から平成16年 3 月 1 日まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により、鹿島臨海都市計画区域区分を変更したいので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第17条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類
区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
なし（「人口フレームの変更」）
- 3 都市計画の案の縦覧場所
 - (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
 - (2) 鹿嶋市建設部都市計画課
 - (3) 神栖町都市建設部都市計画課
 - (4) 波崎町産業建設部都市整備課
- 4 縦覧期間
平成16年 2 月16日から平成16年 3 月 1 日まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により、潮来都市計画区域区分を変更したいので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第17条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類
区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 潮来市
ア 市街化区域に追加する部分

- 潮来市 牛堀 字内川岸，字宿，字上宿，字出戸，字宮前，字堀川，字宮脇後，字宮脇，字宮川，字内河岸，字上向，字柳田，字田，字入ノ屋敷，字東，字石畑，字石ヶ作，字関口及び字古橋本の各全部
字海端，字表，字西ノ入，字鳥打山，字中ノ台，字根切，字山下，字ミヘ下及び字川端の各一部
- 永山 字堀川 の一部
- 上戸 字寺前，字寺脇，字市村，字並木内及び字中道 の各全部
字芝宿，字寺後，字横宿，字草深，字新田，字諏訪後，字薬師下及び字横須賀 の各一部
- 島須 字今林 の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 潮来市建設部都市建設課

4 縦覧期間

平成16年 2月16日から平成16年 3月 1日まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により，研究学園都市計画区域区分を変更したいので，同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により，次のとおり公告し，当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について，縦覧期間満了の日までに，茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) つくば市

ア 市街化区域に追加する部分

つくば市 和台 の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) つくば市都市建設部都市整備課

4 縦覧期間

平成16年 2月16日から平成16年 3月 1日まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により，下館・結城都市計画区域区分を変更したいので，同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により，次のとおり公告し，当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について，縦覧期間満了の日までに，茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類
区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
なし（「人口フレームの変更」）
- 3 都市計画の案の縦覧場所
 - (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
 - (2) 下館市都市計画部都市計画課
 - (3) 結城市都市建設部都市計画課
 - (4) 真壁町都市環境課
 - (5) 岩瀬町まちづくり課
 - (6) 関城町地域整備課
 - (7) 明野町都市整備課
 - (8) 協和町地域整備課
 - (9) 大和村建設課

4 縦覧期間

平成16年 2 月16日から平成16年 3 月 1 日まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により，三和都市計画区域区分を変更したいので，同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第17条第 1 項の規定により，次のとおり公告し，当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について，縦覧期間満了の日までに，茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類
区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
なし（「人口フレームの変更」）
- 3 都市計画の案の縦覧場所
 - (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
 - (2) 三和町産業建設部都市計画課
- 4 縦覧期間

平成16年 2 月16日から平成16年 3 月 1 日まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により，八千代都市計画区域区分を変更したいので，同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第17条第 1 項の規定により，次のとおり公告し，当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

なし（「人口フレームの変更」）

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 八千代町都市計画課

4 縦覧期間

平成16年 2月16日から平成16年 3月 1日まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、稲敷東部台都市計画区域区分を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 江戸崎町

ア 市街化区域に追加する部分

江戸崎町 大字江戸崎 字愛宕下、字西町後及び字西江戸崎 の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 江戸崎町都市計画課
- (3) 美浦村都市建設課
- (4) 新利根町都市計画課

4 縦覧期間

平成16年 2月16日から平成16年 3月 1日まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、竜ヶ崎・牛久都市計画用途地域を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 利根町

ア 第一種低層住居専用地域

(ア) 追加する部分

利根町 四季の丘 1 丁目及び四季の丘 2 丁目 の各一部

大字布川 字油内, 字東前, 字下屋敷及び字新宿 の各一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率50%以下, 容積率100%以下

イ 第一種中高層住居専用地域

(ア) 追加する部分

利根町 四季の丘 2 丁目 の一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率60%以下, 容積率200%以下

(ウ) 削除する部分

利根町 四季の丘 1 丁目及び四季の丘 2 丁目 の各一部

大字布川 字新宿 の一部

ウ 第一種住居地域

(ア) 追加する部分

利根町 四季の丘 1 丁目 の一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率60%以下, 容積率200%以下

エ 近隣商業地域

(ア) 追加する部分

利根町 四季の丘 1 丁目 の一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率80%以下, 容積率200%以下

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 龍ヶ崎市都市整備部都市計画課

(3) 牛久市建設部都市計画課

(4) 利根町都市計画課

4 縦覧期間

平成16年 2 月16日から平成16年 3 月 1 日まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により, 水海

道都市計画用途地域を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 谷和原村

ア 第一種低層住居専用地域

(ア) 追加する部分

谷和原村 大字小張 字山王台、字谷口後、字新田浦、字高波、字高野台、字弥藤次、字弥藤次入口、
字弥藤次久保、字山王台谷口脇、字山王台白山後及び字西耕地 の各全部
字赤松 の一部

大字小島新田 字間ノ原 の一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率50%以下、容積率100%以下、建築物の高さの最高限度10m

(ウ) 削除する部分

伊奈町 大字西櫛戸 字小目作、字高野田及び字原山 の各全部

大字東櫛戸 字小目作、字高谷田谷津、字東ノ入、字向山及び字細久保 の各全部
字原山 の一部

大字東櫛戸西櫛戸入会地 字大目 の一部

イ 第一種住居地域

(ア) 追加する部分

谷和原村 大字小張 字赤松 の一部

大字小島新田 字間ノ原 の一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率60%以下、容積率200%以下

(ウ) 削除する部分

伊奈町 大字東櫛戸 字原山 の一部

大字東櫛戸西櫛戸入会地 字大目 の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 谷和原村都市建設課

4 縦覧期間

平成16年 2月16日から平成16年 3月 1日まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、伊奈
都市計画用途地域を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次

のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 伊奈町

ア 第一種低層住居専用地域

(ア) 追加する部分

伊奈町 大字西櫛戸 字小目作、字高野田及び字原山 の各全部

大字東櫛戸 字小目作、字高谷田谷津、字東ノ入、字向山及び字細久保 の各全部
字原山 の一部

大字東櫛戸西櫛戸入会地 字大目 の一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率50%以下、容積率100%以下、建築物の高さの最高限度10m

(ウ) 削除する部分

谷和原村 大字小張 字山王台、字谷口後、字新田浦、字高波、字高野台、字弥藤次、字弥藤次入口、
字弥藤次久保、字山王台谷口脇、字山王台白山後及び字西耕地 の各全部
字赤松 の一部

大字小島新田 字間ノ原 の一部

イ 第一種住居地域

(ア) 追加する部分

伊奈町 大字東櫛戸 字原山 の一部

大字東櫛戸西櫛戸入会地 字大目 の一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率60%以下、容積率200%以下

(ウ) 削除する部分

谷和原村 大字小張 字赤松 の一部

大字小島新田 字間ノ原 の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 伊奈町生活経済部都市建設課

4 縦覧期間

平成16年 2 月16日から平成16年 3 月 1 日まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、岩井・境都市計画用途地域を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 五霞町

ア 工業専用地域

(ア) 追加する部分

五霞町 大字元栗橋 の一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率60%以下、容積率200%以下

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 岩井市建設部都市整備課
- (3) 境町建設部都市計画課
- (4) 猿島町企画財政課
- (5) 五霞町都市計画課

4 縦覧期間

平成16年 2 月16日から平成16年 3 月 1 日まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、水海道都市計画土地区画整理事業を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

土地区画整理事業（伊奈・谷和原丘陵部特定土地区画整理事業）

2 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

谷和原村 大字小張 字山王台、字谷口後、字新田浦、字高波、字高野台、字弥藤次、字弥藤次入口、字弥藤次久保、字山王台谷口脇、字山王台白山後、字西耕地及び字赤松 の各全部
大字小島新田 字間ノ原 の全部

削除する部分

伊奈町 大字西櫓戸 字小目作、字高野田及び字原山 の各全部
大字東櫓戸 字小目作、字高谷田谷津、字東ノ入、字原山、字向山及び字細久保 の各全部
大字東櫓戸西櫓戸入会地 字大目 の全部

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 谷和原村都市建設課

4 縦覧期間

平成16年 2月16日から平成16年 3月 1日まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により、伊奈都市計画土地区画整理事業を変更したいので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第17条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

土地区画整理事業（伊奈・谷和原丘陵部特定土地区画整理事業）

2 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

伊奈町 大字西櫛戸 字小目作，字高野田及び字原山 の各全部

大字東櫛戸 字小目作，字高谷田谷津，字東ノ入，字原山，字向山及び字細久保 の各全部

大字東櫛戸西櫛戸入会地 字大目 の全部

削除する部分

谷和原村 大字小張 字山王台，字谷口後，字新田浦，字高波，字高野台，字弥藤次，字弥藤次入口，字弥藤次久保，字山王台谷口脇，字山王台白山後，字西耕地及び字赤松 の各全部

大字小島新田 字間ノ原 の全部

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 伊奈町生活経済部都市建設課

4 縦覧期間

平成16年 2月16日から平成16年 3月 1日まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により、水海道都市計画道路を変更したいので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第17条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

道路（3・2・18号 東櫛戸線外 5 路線）

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 3・2・18号 東櫛戸線

追加する部分

谷和原村 大字小張 字弥藤次及び字弥藤次久保 の各一部

- (2) 3・2・19号 田・東榎戸線

削除する部分

伊奈町 大字東榎戸 字細久保 の全部

- (3) 3・2・22号 守谷・伊奈・谷和原線

追加する部分

谷和原村 大字小張 字谷口後 の一部

- (4) 3・4・10号 玉台橋・西榎戸線

追加する部分

谷和原村 大字小張 字新田浦及び字高波 の各一部

- (5) 3・4・20号 田・西榎戸線

追加する部分

谷和原村 大字小島新田 字間ノ原 の一部

- (6) 3・4・21号 合ノ内・原山線

削除する部分

伊奈町 大字東榎戸 字原山 の全部

大字東榎戸西榎戸入会地 字大目 の全部

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
(2) 谷和原村都市建設課

4 縦覧期間

平成16年2月16日から平成16年3月1日まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、伊奈都市計画道路を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年2月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

道路（3・2・1号 小張・南太田線外5路線）

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 3・2・1号 小張・南太田線

削除する部分

谷和原村 大字小張 字弥藤次及び字弥藤次久保 の各全部

- (2) 3・2・2号 弥藤次線

追加する部分

伊奈町 大字東榎戸 字細久保 の一部

(3) 3・2・8号 守谷・伊奈・谷和原線

削除する部分

谷和原村 大字小張 字谷口後 の全部

(4) 3・3・4号 間ノ原・弥藤次線

追加する部分

伊奈町 大字東榎戸 字原山 の一部
大字東榎戸西榎戸入会地 字大目 の一部

(5) 3・4・5号 新田浦・出山線

削除する部分

谷和原村 大字小張 字新田浦及び字高波 の各全部

(6) 3・4・7号 間ノ原線

削除する部分

谷和原村 大字小島新田 字間ノ原 の全部

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 伊奈町生活経済部都市建設課

4 縦覧期間

平成16年 2 月16日から平成16年 3 月 1 日まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により、水海道都市計画都市高速鉄道を変更したいので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第17条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

都市高速鉄道（都市高速鉄道常磐新線）

2 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

谷和原村 大字小張 字新田浦、字高波、字高野台、字弥藤次及び字谷口後 の各一部

削除する部分

伊奈町 大字東榎戸 字細久保及び字向山 の各全部
大字西榎戸 字高野田及び字高谷田谷津 の各全部

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 谷和原村都市建設課

4 縦覧期間

平成16年 2 月16日から平成16年 3 月 1 日まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、伊奈都市計画都市高速鉄道を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

都市高速鉄道（都市高速鉄道常磐新線）

2 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

伊奈町 大字東櫛戸 字細久保及び字向山 の各一部
 大字西櫛戸 字高野田及び字高谷田谷津 の各一部

削除する部分

谷和原村 大字小張 字新田浦、字高波、字高野台、字弥藤次及び字谷口後 の各全部

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 伊奈町生活経済部都市建設課

4 縦覧期間

平成16年 2 月16日から平成16年 3 月 1 日まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、潮来都市計画道路を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

道路（3・2・12号 永山・上戸線外1路線）

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

- (1) 3・2・12号 永山・上戸線

潮来市 永山 字沼田 の一部
 牛堀 字山下、字根切、字大山崎、字ミへ下、字川端、字落合、字関口 の各一部
 島須 字宿後 の一部
 上戸 字新田、字草深、字寺後 の各一部

- (2) 3・3・13号 牛堀・永山線

潮来市 牛堀 字ミへ下、字落合、字山下 の各一部
 堀之内 字大台前谷、字木戸下 の各一部

永山 字染屋台, 字染屋, 字口渡, 字後田, 字根古屋, 字萱場 の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 潮来市建設部都市建設課

4 縦覧期間

平成16年 2 月16日から平成16年 3 月 1 日まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により, 潮来都市計画及び麻生都市計画下水道を変更したいので, 同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第17条第 1 項の規定により, 次のとおり公告し, 当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお, 当該都市計画の案について, 縦覧期間満了の日までに, 茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 2 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

下水道 (霞ヶ浦水郷流域下水道)

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 下水管渠
変更なし
- (2) その他の施設
変更なし

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 潮来市建設部都市建設課

4 縦覧期間

平成16年 2 月16日から平成16年 3 月 1 日まで

開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第 1 項の許可に係る開発行為について, 次の区域の工事が完了したので, 同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成16年 2 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字大戸字道添323番 1, 324番 2

2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡茨城町大字大戸324番地
高 田 教 雄

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村石神内宿字八軒原2322番10

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村大字石神内宿1664番地 5

関 根 茂 一

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)